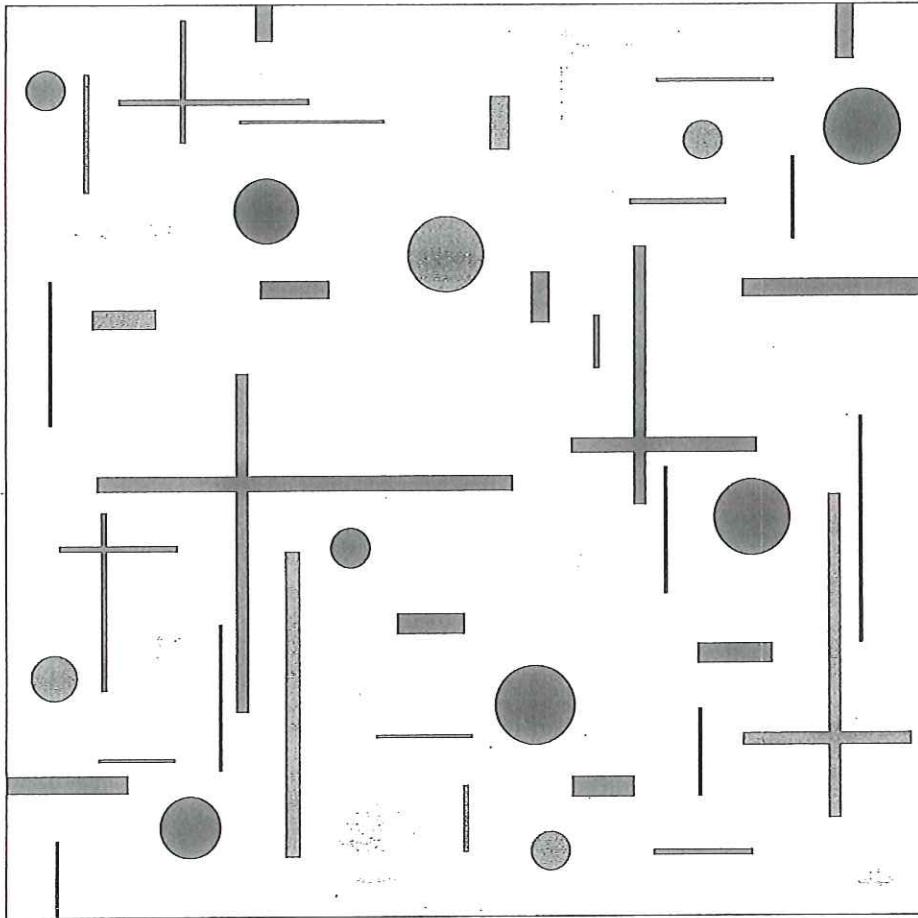


# 専門家の民事責任

## 専門家責任研究会編

帝京大学教授 川井 健  
法政大学教授 下森 定  
早稲田大学教授 浦川道太郎  
東京大学教授 能見 善久  
京都大学教授 落合 誠一  
名古屋大学教授 森島 昭夫  
上智大学教授 小林 秀之  
大阪大学教授 幸田 鑑  
法政大学教授 幸永 真生  
東京大学教授 平沼 高明  
第三大学助教 授 第波 大輔



○ 法人 商事法務研究会

NB

## 第六章 わが国における専門家責任の実情

早稲田大学教授 鑑 田 薫

### はじめに

(1) 本稿は専門家たる形態は、医師以外の専門家の民事責任に関するわが国の裁判例・学説等の実情を概観するものである。

「専門家」の意義については、専門的な理解がありうるが、ここでは、「法律に基づいて一定の資格が認められた契約の握手方である依頼者に対して、特許領域に関する高度な専門的な技術や情報を提供する」とを業とする者」という定義(1)に従つるものとする。

(2) 専門家の民事責任を運営人の責任と区別して取り扱うとの意味については、民法が地位の特質的な当事者を前提とした定めを有

しているのに拘らず、専門家の責任においては専門的な知識と能力を有する者とこれを有しない者との関係が問題となつてはいるが、専門家たる形態は、専門的知識と技術を活用して自己の利益をより多く実現していくよう期待するからである。したがつて、専門家は、何よりもまず、依頼の趣旨に従つて、適良なる管理者としての注意義務を負へつゝある。しかしながら、専門家は、専門的な知識と技術を専分に発達するところが期待されているのだから、その職務の執行にあたつては自由な意思が尊重されねばならない。専門家の専門処理方法が依頼者の意に沿わなかつたとしても、それがもって直ちに専門家の責任が生ずるかとは

しては、専門家は、専門家であるが故に、依頼者からおこされた期待や信頼に応へべく、通常より高い高度な注意義務を負うべきこととなる。第三章との関係において、同様に専門家は、自己に寄せられる信頼に見合つた高度の注意義務を負うべき内容が規定される。専門家は、専門的立場からの説明や助言を行なつて、依頼者の情報の不十分性を補い、場合によっては依頼者の判断を是正させる義務も負つてはいるが解すべきこととなる。これが、ドキュメント入力の評例において、専門家の説明義務・助言義務が重視されるところとの理由であると解かる。しかし、この場合にも、職業として当事者の利益保護と客觀的真実の発見のうえを重視すべきかに迷惑があり、説明・助言義務の成立する範囲がも











